

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

THEC00株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年12月3日

【会社名】 THEC00株式会社

【英訳名】 THEC00 Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 平良 真人

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前三丁目25番15号 神宮前テラス5F

【電話番号】 03-6420-0145（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼コーポレート本部長 森 茂樹

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前三丁目25番15号 神宮前テラス5F

【電話番号】 03-6420-0145（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼コーポレート本部長 森 茂樹

1 【新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の訂正報告書の提出理由】

2021年11月17日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営環境・市場の拡大について」、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容」、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ③資本の財源及び資金の流動性」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1
第2 事業の状況	1
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1
(4) 経営環境・市場の拡大について	1
3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容	2
②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容	2
③資本の財源及び資金の流動性	2
第四部 株式公開情報	3
第2 第三者割当等の概況	3
1 第三者割当等による株式等の発行の内容	3

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(4) 経営環境・市場の拡大について

(訂正前)

(省略)

オンライン広告事業においても、上述の株式会社電通「2020年 日本の広告費」が示すように、インターネット広告市場が成長する中で[3]、クライアント企業のインターネット広告に対する認知とニーズが高まっております。しかしながら、当社がこれまで接した営業先やクライアント企業において、社内にノウハウや人材が不足していることが原因でインターネット広告の効果検証が実施されていない実態が散見されており、インターネット広告の運用ならびに社内体制の構築等をコンサルティング会社に依頼したいという要望を多数受けております。以上から、インフルエンサーセールス事業と同様、当社のオンライン広告事業も堅調に推移するものと考えております。

(注記省略)

(訂正後)

(省略)

オンライン広告事業においても、上述の株式会社電通「2020年 日本の広告費」が示すように、インターネット広告市場が成長する中で、クライアント企業のインターネット広告に対する認知とニーズが高まっております。しかしながら、当社がこれまで接した営業先やクライアント企業において、社内にノウハウや人材が不足していることが原因でインターネット広告の効果検証が実施されていない実態が散見されており、インターネット広告の運用ならびに社内体制の構築等をコンサルティング会社に依頼したいという要望を多数受けております。以上から、インフルエンサーセールス事業と同様、当社のオンライン広告事業も堅調に推移するものと考えております。

(注記省略)

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

d 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

(訂正前)

(省略)

法人セールス事業においては、安定成長を目指していることから、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、法人セールス事業全体の売上高と法人セールス事業における主力事業であるインフルエンサーセールス事業の売上総利益額を重要な経営指標としております。当該指標の推移は以下のとおりであり、現時点において予定通りの進捗となっております。

(以下省略)

(訂正後)

(省略)

法人セールス事業においては、安定成長を目指していることから、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、法人セールス事業全体の売上高と法人セールス事業における主力事業であるインフルエンサーセールス事業の売上総利益額を重要な経営指標としております。当該指標の推移は以下のとおりであり、現時点において予定通りの進捗となっております。

(以下省略)

③資本の財源及び資金の流動性

(訂正前)

当事業年度のキャッシュフローの分析につきましては、「経営成績等の状況②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(以下省略)

(訂正後)

当事業年度のキャッシュフローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(以下省略)

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

- (注) 1. (省略)
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (省略)
3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

(訂正後)

- (注) 1. (省略)
- (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含む。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (省略)
3. 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を原則として、割当てを受けた日から上場日以降6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以降1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。